

平成 2 8 年 9 月 2 1 日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

1 開会の日時 平成28年9月21日(水)
午後1時30分

2 閉会の日時 平成28年9月21日(水)
午後3時 1分

3 招集の場所 福知山市役所6階 601会議室

4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
塩見 佳扶子
大槻 豊子
和田 大顕
荒木 徳尚

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	田 中 悟
教育委員会事務局理事	中 川 清 人
次長兼教育総務課長	芦 田 誠
教育総務課参事	藤 田 一 樹
成仁幼稚園長	芦 田 祐 子
次長兼学校教育課長	眞 下 誠
学校教育課参事兼教育総務課	一 戸 香 里
学校教育課参事	土 家 邦 子
学校教育課総括指導主事	端 野 学
学校給食センター所長	小 林 隆 則
次長兼生涯学習課長	崎 山 正 人
中央公民館長	佐々木 和美
図書館中央館長	吉 田 和 彦

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

次長兼教育総務課長	芦 田 誠
-----------	-------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第 8 号 原案どおり可決、承認

議第 9 号 原案どおり可決、承認

議第 10 号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第 15 条により署名する者

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

福知山市教育委員会 委 員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

倉橋委員長 傍聴人から傍聴の申請があります。
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

8月に開催しました教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく承認されました。

3 教育長報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

(1) 企業の学校ボランティア

8月27日(土)株式会社安谷組(総合土木業 京丹波町和田寺谷)の40人の土木工事専門家が、学校美化ボランティア作業で六人部中学校に来訪され、学校周辺の除草作業やグラウンド整備をしていただきました。

これまでも、何社か労力奉仕や環境整備をしていただいております。

最近では、企業もコミュニティの一員であるということから、コミュニティに対しても積極的に貢献活動をすべきであるという考え方が広まってきており、このような形で貢献活動をされております。そのような動きがあることを御承知おきください。

(2) 夏休み中の交通事故

8月23日(火)和久市町の市民体育館前道路で、厄除神社より堤防から自転車で降りてきて、マンションの間から飛び出し、走ってきた軽トラックと衝突をしました。頬骨が砕け、顔面腫脹、目の上の切傷もあり、CT検査の結果、脳に大きなダメージはないようでありましたが、8月25日時点でも治療方針が定まっておらず、大きなけがをしたわけであります。顔にプレートを入れておりますが、現在は、元気に学校に通っています。このような大きな事故があったことを報告しておきます。

(3) 旧精華小学校の用地整理事業に係る説明会

8月30日(火)午後7時30分 上夜久野「多目的構造改善会館」において開催されました。

参加者

上夜久野 平野地区・板生地区・直見地区の3自治会 6名

夜久野みらいまちづくり協議会 2名

夜久野支所 支所長、副支所長 2名

教育委員会 教育総務課参事、課長補佐 2名

①支所長あいさつ

グラウンドと体育館は社会教育施設として位置づけています。

校舎は危険であり解体をしたい。跡地の活用は、公共施設マネジメントにより、貸付・売却を原則として民間の力を借りた活用法を地域の皆さんとともに検討したいとあいさつがありました。

②旧精華小学校の用地整理事業の報告

財産地区名義の土地はありませんでした。

③土地建物の現状報告

校舎は52年が経過し老朽化しており、耐震化はしていません。

体育館は、耐震化工事・つり天井撤去工事をし、第2次広域避難所になっています。体育館・グラウンドを含めて学校敷地全体が活用計画の対象であります。旧精華小学校のよりよい利活用の方法がありましたら、提起をしていただきたいと思います。

④質疑応答

今後の跡地協議の窓口は夜久野支所とし、協議の内容によっては、その都度、夜久野支所と関係各課が連携をして対応していくということになります。遅々として進んでいないわけですが、このような状況であるということを知っていただきたいと思います。

(4)「平成28年度全国学力学習状況調査」の結果の公表について

結果の公表につきましては、広報ふくちやま10月15日号「学びをつなぎ夢を広げる」に掲載します。

調査目的

- ①義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ②学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ③そのような取組を通じて、教育に関する検証改善サイクルを確立する。

学力調査の結果

福知山市の公表は、数値は示さず、全国平均に比べて「上回った」「同等」「下回った」といった傾向のみを公表します。

学力実態が正しく反映されているわけではありませんので、調査目的をよく理解し、慎重に丁寧に対応していきたいと思います。

(5)平成28年度 放課後児童クラブ夏休みの運営について

- ①夏休みの「放課後児童クラブ」利用者は7月1, 286名、8月1, 362名でありました（市内の全児童数は、4, 560名であるので、約30%の児童が利用しています。）。
- ②指導員は、常勤91名、夏休みヘルパー143名、合計234名で児童を見守っていただきました。
- ③児童クラブごとに計画を立て、ゲストティーチャーをはじめ、様々な活動を経験させることができ、児童たちも規則正しく充実した毎日を送ることができたと考えます。また、大きな事故もなく、無事に2学期を迎えることができ、指導員、担当課とも大変喜んでいきます。

(6)京都府「SSC」について

京都府SSC（スーパーサポートセンター）は、「京都府教育振興プラン」により、「特別支援教育サポート拠点事業」として、平成23年度、同年度開校の府立宇治支援学校に設置されています。

重層的な支援システムにより、府内全域の特別支援教育を推進する機関として「つなぐ」「ささえる」「つつみこむ」をキーワードに、関係機関と連携を図りつつ、取組みを進めてきている組織であります。

さまざまな相談と研修ニーズに応じたシーズ（種）を提供。SSCは、府専門家チームを擁し、コーディネーターと支援担当者からなるスタッフ、特別支援教育に関する専門的知見、支援のスキル、ノウハウ、アイディアなど多くのシーズを有しています。教育、医療、保健、福祉及び労働等の関係諸機関との緊密な連携のもと、有するシーズを最大限活かして、「相談支援」「研修・研究支援」「府南部の視覚・聴覚支援」「情報の収集と発信」という四つの機能をより一層充実させるとともに、府内の特別支援教育の専門性の向上を牽引する役割を担っています。福知山市教育委員会においても、困難なケースの場合には相談し、よりよい教育を提供できるようにしていきたいと考えております。

（７）「運動部活動指導ハンドブック」京都府教育委員会

京都府教育委員会では、「スポーツと体罰」が社会問題となる中、改訂された中学校学習指導要領（平成２０年３月告示）や高等学校学習指導要領（平成２１年３月告示）の総則において「学校教育の一環である」とされ、また、平成２３年６月に制定されたスポーツ基本法では、「スポーツは、体力を向上させるとともに、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等、人格の形成に大きな影響を及ぼすもの」として、スポーツの意義が明記されました。

運動部活動指導者（顧問）は、その意義を改めて確認するとともに、生徒の心身の健全な育成や学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するよう、生徒の健康状態等の十分な把握や望ましい人間関係の構築に留意するなど、適切な指導を行うことが必要であります。

本ハンドブックは、部活動の意義や顧問の役割、指導計画の立案、さらには指導中の安全管理や応急処置、事故発生時の対応等、運動部活動指導者（顧問）として必ず理解しておいていただきたい内容を【基本編】【指導編】【管理編】【Q&A編】【資料編】の５部構成でまとめています。

具体的な留意事項

厳しい練習とは、休養日を設けずに練習したり、長時間練習したりすることとは異なります。

また、適切な休養は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぎ、心理面の疲労回復のためにも重要です。

- ・年間を通して、試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること。
- ・参加する大会や練習試合を精選すること。
- ・より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること。
- ・１週間の中に適切な休養日や、活動を振り返ったり考えたりする日を設けること。
- ・１日の練習時間を適切に設定すること。

このことは、福知山市教育委員会も学校にかねてから指導をしているところであります。生徒との人間関係の優先、保護者の希望などを理由に行き過ぎてしまうことがあるのですが、指導者として説明できるような体制をとり、無理にならず、先生方にとっても過重にならないような対応をしていかなければならないと思っています。

倉橋委員長 教育長から７点、報告をいただきました。
御質問、御意見はありませんか。

和田委員 運動部活動指導ハンドブックについて、運動部活動が学校教育の一環であると京都府教育委員会が初めて認められたのが、平成２０年であったのかということと、先生方の教材研究時間が部活動に影響

されるということを聞かせていただく中で、先生方の立場に立って部活動のあり方が今後示されていくのかをお聞きしたい。

荒木教育長 部活動は、教育活動であるのか位置づけが曖昧になっていたところがあり、日本の教育事情のひとつであります。明確な分け方をしないでやってきた背景がある中、部活動は教育的意義が高いと評価され、平成20年に学習指導要領に初めて位置づけされました。位置づけはされましたが、どのように学校教育全体に関連していくのかが、学習指導要領の中に書ききれていないところがあり、ハンドブックが作成されたものであると思います。部活動のあり方については、社会的に問題になっていますので、今より良い方向で動いていくのではないかと考えております。

中川理事 取組みのひとつとして、外部指導者派遣事業があります。指導者の確保、予算面等で課題があり、教員についても、専門性の問題、時間的・技術的な部分について負担になってきております。教員の業務改善をしていく中で、部活動への関わり方を見直していく動きに入ったところでございます。

塩見委員 放課後児童クラブ夏休みの運営について、利用が6年生まで拡大された中で、夏休み中の高学年の利用状況を教えてください。また、今後に向けての課題がありましたら教えてください。

崎山次長兼生涯学習課長 6年生は特に利用が少ない状況にあり、集団でいるより家庭で自由に過ごしたいということからかと思います。夏休みは指導員・利用者が増えることから、常時と秩序が違いますので、前半は落ち着かない様子ですが、後半には全体的に落ち着き、スムーズに運営できたということでもあります。課題としては、全体的に指導員が不足しており、支援の必要な児童の利用がある中で、スキルを持った指導員も必要となっています。

倉橋委員長 他に御意見ありませんか。

全委員 特になし。

倉橋委員長 では、次に議題へ移ります。

4 議事

(1) 議第8号 委員長の選任について

倉橋委員長 「委員長の選任について」説明いただきたいと思います。

芦田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

資料については、会議案2ページから23ページまでとなります。教育委員長の任期が到来しますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の附則第2条第1項の経過措置を適用し、平成26年3月26日、改正前の教育委員会規則第2号の福知山市教育委員会基本規則第5条により委員長の選任をする。」ということとなります。

教育委員長の任期は1年であります。
現教育長は、その委員の任期まで、改正された法律の附則の経過措置により、法律改正前の体制となります。
資料18ページにあります改正前の福知山市教育委員会基本規則第5条により、「委員長の選挙は、会議において無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし最多数を得た者が2人以上あるときは、これらの者について更に投票を行う」とされております。
教育委員長の任期につきましては、教育長の委員としての任期である11月3日までであります。
以上のことを考慮いただいたうえで、任期を平成28年10月6日から平成28年11月3日までとする教育委員長の選任をしていたくということでございます。

倉橋委員長

それでは、説明がありました経過措置によりまして改正前の福知山市教育委員会基本規則第5条により教育委員長の選任を行います。
選挙は、無記名投票により行います。
それでは、投票用紙を配布させます。

(教育総務課 投票用紙配布)

次に投票箱を改めさせます。

(教育総務課 点検・開示)

投票箱も「異常なし」と認めます。
投票は単記無記名でお願いします。
それでは、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順次、投票をお願いいたします。

(投票)

投票を終了いたします。
開票を行います。

(教育総務課 開票・結果を委員長に渡す)

それでは、委員長選挙結果を報告いたします。
倉橋 徳彦委員 4票。
塩見 佳扶子委員 1票。
以上により、私、倉橋が委員長に決定いたしました。
それでは、御挨拶をさせていただきます。
選挙により決まりましたので、力不足ではありますが11月3日まで1か月、引き続きお引き受けさせていただきます。教育長はじめ教育委員のみなさん、事務局のみなさんに支えていただきながら、誠心誠意、精一杯務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(2) 議第 9 号 委員長職務代理者の指定について
倉橋委員長 「委員長職務代理者の指定について」説明いただきたいと思います。

芦田次長兼教育総務課長 ～資料に基づき説明～

資料の 24 ページを御覧ください。

先ほど説明いたしましたように、改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の経過措置と福知山市教育委員会基本規則の経過措置により、委員長が選任されましたので、この「委員長職務代理者の指定について」も改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律と福知山市教育委員会基本規則第 6 条により職務代理者を指定していただく必要があります。改正前の基本規則第 6 条第 2 項で、「指定期間は次の教育委員長選挙のときまで」となっておりますので、教育委員長の次の任期であります平成 28 年 10 月 6 日からの委員長職務代理者を指定していただくものであります。

倉橋委員長 それでは、第 9 号「委員長職務代理者の指定について」につきましても改正前の福知山市教育委員会基本規則第 6 条により、委員長職務代理者の指定を行います。
この職務代理者の指定期間は、委員長の任期と同じく 10 月 6 日から 11 月 3 日までとなります。
指定の方法についてお諮りいたします。
委員長職務代理者の指定の方法は、委員長を指名人とする指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議なしと認めますので、委員長を指名人とする指名推薦の方法によることに決定しました。
それでは、塩見佳扶子委員を委員長職務代理者に指名いたします。
お諮りいたします。
ただいま指名いたしましたとおり指定することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 異議なしと認めますので、指名いたしましたとおり決定しました。
塩見佳扶子委員、発言をお願いいたします。

塩見委員 御指名によりまして、お引き受けさせていただきます。
お世話になりますが、よろしくお願いいたします。

(3) 議第 10 号「福知山市教育振興基本計画の策定について」
倉橋委員長 「福知山市教育振興基本計画の策定について」説明いただきたいと思います。

藤田教育総務課参事 ～資料に基づき説明～

資料については、会議案 25 ページから 27 ページまでとなります。
本件につきましては、去る 5 月 31 日に開催しました、総合教育会議でも議題にさせていただきましたので、御存知いただいております。

すが、簡単に提案理由を説明させていただきます。

まず、1の教育振興基本計画の法的位置づけですが、平成18年の教育基本法の改正に伴い、第17条第2項で「地方公共団体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されていたところです。

また、2の京都府内の各教育委員会における教育振興基本計画の策定状況ですが、下段の一覧表にありますように、約半数の教育委員会で策定されており、その内、京都市と向日市が「市の総合計画」を位置づけているところでございます。

資料の27ページを御覧ください。

3の「本市の教育振興基本計画の考え方」ですが、今年3月に策定されました、福知山市の総合的な市政運営の計画であります「未来創造福知山」は、100人ミーティングや市民懇談会など、市民の参画によって開かれた議論のもと策定され、福知山市の最上位計画と位置づけられています。

また、本年5月に開催しました総合教育会議において、策定いただきました「福知山市教育大綱」は、この「未来創造福知山」の骨子をお大綱としてまとめたことは、御承知のとおりでございます。

よって「福知山市教育振興基本計画」につきましても、「未来創造福知山」にある教育に関わる計画をもって充てることとしたいと言う考え方でございます。

したがいまして、資料の25ページにあります議第10号 福知山市教育振興基本計画の策定について、教育基本法第17条第2項の規定による「福知山市教育振興基本計画」については、福知山市の総合的な市政運営の計画である「未来創造福知山」にある教育に関わる計画をもって充てるとする議案でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

倉橋委員長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 教育大綱作成時に、福知山市の教育目標を入れていただいた経過があります。未来創造福知山にはその記載がありませんが、改めて付け加えるということでしょうか。

藤田教育総務課参事

教育目標の位置づけということでございますけれども、計画と言いますよりは、全体のスローガンの位置づけと捉えておりまして、本編の計画を一言一句読み替えたものといいたします。

したがいまして、福知山市教育振興基本計画の表紙をつけるということ、関係する項目だけを抜き出して抜粋版を作成するということがございせん。このように考えております。

和田委員 たくさんの目標や計画がありますが、上位から順番に教えていただきたい。

藤田教育総務課参事

未来創造福知山＝福知山市教育振興基本計画（教育部門）＝福知山市教育大綱があり、その下に市立学校教育改革推進プログラム後期

計画や市学校教育の重点・社会教育の重点があります。
市学校教育の重点・社会教育の重点は、今日的な教育課題を追求し、
毎年改訂しており、このような体系になります。

塩見委員 現場の校長先生が、福知山市の教育振興基本計画をよりどころとした時には、今の説明をしていただくということでしょうか。

藤田教育総務課参事

校（園）長会等で周知させていただきたいと思っております。
また、ホームページに御説明しました解説を掲載し、市民のみなさんにも周知を図っていくということでもあります。

和田委員 学校教育の充実の部分は、教育行政の視点から作り出されたものが多くあるようですが、先生方がこの目標をどのように具現化するのかということを学校現場で読み取れるのでしょうか。

藤田教育総務課参事

毎年改訂しております学校教育の重点に整理された項目と教育振興基本計画の項目においては、表現の違いなど一致しておりません。
現場の先生方には、その年の課題を見据えていただくということで、学校教育の重点・社会教育の重点を読み解いていただきまして、今後の未来創造福知山の改訂時には、現場から見ても見やすい計画に合わせていく、策定時から教育関係者としての意見を入れていくよう整理していきたいと思っております。

倉橋委員長 不十分な点、今後努力していただかなければならない点について明らかになりましたが、教育振興基本計画として位置づけるということで、議決としてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

倉橋委員長 それでは、異議がないので可決承認いたします。
次に報告事項に移ります。説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項について

倉橋委員長 教育長後援承認事項について説明をお願いします。

（１）教育長後援承認事項について

由里教育総務課長補佐兼企画管理係長 ～資料に基づき報告～

No.47 漆植樹祭うえるかむまつり 2016

No.48 福知山市文化遺産活用活性化事業「丹波のうるし作品展」

No.49 第48回少年少女柔道剣道大会

No.50 北近畿 不登校・ひきこもりを考えるフォーラム

No.51 第2回福知山キンボールスポーツ交流大会

No.52 第60回福知山市弓道協会創立記念弓道大会

倉橋委員長 後援承認について、御質問や御意見がありましたらお願いします。

塩見委員 北近畿 不登校・ひきこもりを考えるフォーラムの主催団体の設立はいつごろでしょうか。

岐山次長兼生涯学習課長
平成28年度に入って早々であったと思います。

和田委員 不登校・ひきこもりというと学校教育課の担当ではないかと思いますが、なぜ生涯学習課なのでしょう。また、42ページの資料の中に、北近畿 不登校・ひきこもりを考える家族会という記載がありますが、福知山市内にこの団体が存在するのか、どういった活動をされているのかを教えていただきたい。

岐山次長兼生涯学習課長
青年層以上、高齢の方も含まれており、児童生徒に特化したものではありませんので生涯学習課が担当となっております。団体については存じ上げておりませんが、個別の家族の方を支援されているという理解をしております。

倉橋委員長 参加人員が50人とありますが、参加が見込まれるのでしょうか。

岐山次長兼生涯学習課長
支える家族の方も含めての人員見込であると思います。

眞下次長兼学校教育課長
さきほど、法人設立日について御意見がありましたが、2013年3月4日となっております。

荒木教育長 地域未来塾の指導者をされている塩見先生が、中退した子どもたちを支援する仕事をされているかと思いますが、関わりはあるのでしょうか。

中川理事 それぞれが京都府の事業であり、義務教育を終えた子どもたちで高等学校等へ進学したが登校できていない子どもたちを支援していく団体と、義務教育を終えて職につけずに家にいる子どもたちが社会参加していくための支援を中心にされている団体でございます。お互いが連携を取りながら、いろいろな形から若者を支えていこうという京都府の取組みであると理解しております。

倉橋委員長 後援承認について、質問はありますか。

全委員 特になし

倉橋委員長 他に報告事項はありませんか。

全委員 特になし

6 閉会
倉橋委員長が閉会を宣言。